章	適用	項目	特記事項
1 各章共通事項	○	1. 適用基準等	⊙建築工事標準詳細図 ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和４年版） ・敷地調査共通仕様書 ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版) ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和7年版) ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和7年版) ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和7年版) ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和7年版) ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和7年版) ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和7年版) ⊙営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ⊙工事写真撮影ガイドブック(建築工事及び解体工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針 ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 ・営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領 ： 関東地方建設局営繕部作成
	○	2. 電気保安技術者	※適用する (1. 3. 3)
	○	3. 施工条件	(1. 3. 5)
	○	4. 技能士	⊙鉄筋施工(鉄筋組立作業) ⊙ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工 ⊙型枠施工 ⊙とび ・ﾌﾞﾛｯｸ建築 (1. 5. 2) ・鉄工(・構造物鉄工作業 ・製缶作業) ・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾞﾈﾙ施工 ・石材施工(石張り作業) ⊙防水施工(・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ⊙ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系シート防水工事作業 ・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗装防水工事作業) ・ﾀｲﾙ張り ・建築大工 ・かわらぶき ・建築板金(内外装板金作業) ⊙左官 ・ｻｯｼ施工 ・ｶﾞﾗｽ施工 ・ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工 ・建具製作(・木製建具 手加工作業 ・ｱﾙﾐ製室内建具製作作業 ・木製建具 機械加工作業) ・内装仕上げ施工(・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ工事作業) ・塗装(建築塗装作業) ・畳製作 ・表装 ・造園 ・熱絶縁施工(吹付硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱工事作業) ・樹脂接着剤注入施工
		5. 工事実績情報の登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、 (1. 1. 4) 工事実績情報ｼｽﾃﾑ(ｺﾘﾝｽﾞ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「通知書」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、(一財)日本建設情報総合ｾﾝﾀｰに登録しなければならない。 なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 (ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日は含まない)
	○	6. 建築材料等	本工事に使用する建築材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)」による。また、評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとすることができる。
	○	7. 特別な材料の工法	建築工事共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
	○	8. 発生材の処理等	建設副産物の処理 (1. 3. 11) 1. 本工事より発生する建設副産物については、再生資源の活用を行うことを原則とし、「廃棄物処理法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守するとともに、ﾏﾆﾌｪｽﾄｼｽﾃﾑにより適正処理を行うこと。 2. 建設発生土及び建設廃棄物にあたっては、建設副産物適正処理推進要綱や関係法令を遵守すること。 3. 建設発生土及び建設廃棄物処理に起因する災害及び苦情については、受注者の責任において処理すること。 4. 建設廃材処分場は、不燃物は最寄りの処分場、可燃物は最寄りの焼却施設とする。 5. 建設廃棄物のうち、再生資材として有効利用できるｺﾝｸﾘｰﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄ塊、金属くず、木くず等については、最寄りの再資源化施設(許可を受けた施設)へ搬出すること。 6. ﾏﾆﾌｪｽﾄ(管理票)の備考欄にせっこうﾎﾞｰﾄﾞの有無を明記するとともに、せっこうﾎﾞｰﾄﾞが含まれている場合は製造会社名等を明記すること。 7. 特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は図示による。
	○	9. 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	○	10. 設備工事との取合い	施工範囲 図示した鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ梁の貫通孔及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ部で、補強を必要とする貫通孔、開口部の補強、壁、天井の仕上材、下地材の補強、駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作ｽｲｯﾁ並びに自動開閉装置取付け箇所の切込み及び補強は標準詳細図などのとおりとし、本工事とする。 なお、細部については監督員と協議する。 施工図 設備機器の位置、取合いなどの検討のできる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。
	○	11. 完成図等	・完成図等を提出すること。 (1) 電子データ 「46.電子納品」のとおり。 (2) 2つ折製本(A3判)2部を監督員に提出する。装丁や文字の仕上げについては監督員と協議。 ・保全に関する資料 部数1部(監督員の指定する様式) ・取扱い説明書 部数 部 (建設戸数＋2戸分)
	○	12. 工事写真	

区分	分類	規格	撮影枚数	部数	原画の大きさ	備考
※着工前	※カラー ・	※L版程度 ・		※1部 ・	24×36以上	
※工事中	※カラー ・	※L版程度 ・		※1部 ・	24×36以上	
※完成時	※カラー ・	※L版程度 ・キャビネ版	枚	※1部 ・	・60×90以上 ・24×36以上	外観4面 主要内部

・実績報告用写真(2部)を監督員に提出する。
着工前と完成時の外観4面及び完成時の主要内部その他監督員の指示する工種の状況及び完成写真、その他監督員の指示する工種の状況及び完成写真

		13. 竣工写真	竣工写真は下記業者の撮影とし、箇所及び方法については監督員の指示による。 撮影業者 ※監督員の承諾する撮影業者(ただし、建築竣工写真撮影の実績のある業者とする。) ・完成後(解体工事の場合は、着工前及び完成後)の航空写真及びその電子データを提出すること。 撮影業者 ※監督員の承諾する撮影業者(ただし、建築竣工写真撮影の実績のある業者とする。)
	○	14. 既存建物との取合い	工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。
		15. 揮発性有機化合物の室内濃度の測定	揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告すること。また、指針値を上回った場合は、引渡しをするまでの間、換気の繰り返し又はﾍﾞｰｸｱｳﾄ等により濃度の低下に努め、指針値以下になるようにすること。なお、住宅については「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の評価方法基準第5の6-3の(3)の定めにより測定等を行うこと。 測定対象 ・住宅 (建設戸数の1割以上(10戸未満の場合は1戸以上)で，各住戸2室以上) ・非住宅 (測定対象室( )) 測定項目 ・5項目(ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ) ・6項目(上記5項目及びﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ)
	○	16. 部分使用	・有 (部分使用の場所等)
		17. 指定部分	・有 (範囲、時期については監督員の指示による)

章	適用	項目	特記事項
1 各章共通事項	○	18. 品質計画	建築基準法により定められた風速 Vo(※38 ・) 地表面粗度区分 ・Ⅰ ・Ⅱ ⊙Ⅲ ・Ⅳ 適用工種 ・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ ・ALCﾊﾟﾈﾙ ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事 ・防水工事 ・石工事 ・屋根及びとい工事 ・金属工事
		19. 住宅性能評価	・適用する ・しない 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準の下記項目ごとに示した等級基準を満たすこと。

性能評価項目	等級評価説明	等級
劣化の軽減	劣化対策等級(構造躯体等)	※3 ・( )
維持管理への配慮	維持管理対策等級	※2 ・( )
温熱等級	省エネルギー対策等級	※4 ・( )
空気環境	ホルムアルデヒド対策	※3 ・( )
音環境	重量床衝撃音対策 等価損失等級(外壁開口部)	※2 ・( )
高齢者等への配慮	高齢者等配慮対策等級	※3 ・( )

2 仮設工事	○	1. 監督員事務所	※ 設ける(規模: ⊙ 1号(10㎡程度) ・2号(20㎡程度) ・3号(35㎡程度) ・4号(65㎡程度) (2. 3. 1) ・5号(100㎡程度) ・設けない ・ 仮設便所 ・ 工事用電話 ・ 設置する備品等の種類及び数量(監督員との協議による) 仕上げは下表を標準とする。

部位等	仕上げ
床	合板張り又はビニル床シート張り
内壁、天井	合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルションペイント塗り
屋根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

	○	2. 工事用水	構内既存の施設 ※ 利用できない ・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) 構内既存の給水設備を利用する場合は、水道局へ臨時給水の申請を行い、水道ﾒｰﾀｰを設置すること。
	○	3. 工事用電力	構内既存の施設 ※ 利用できない ・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償)
	○	4. 敷地調査	平板、周辺設備マンホール等の取り合い。
	○	5. その他	※表示板の大きさ等: ※下図による。 設置位置は監督員との協議による。また，取付けは，強風等に対し安全な工法とする。 (参考例)

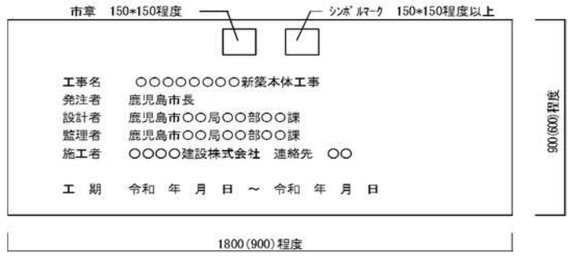

3 土工事	○	1. 埋戻し及び盛土	種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (3. 2. 3)(表3. 2. 1) 各層厚さ ※ 300mm程度ごとに締め固める
	○	2. 地均し	工事完了後の整地は建物周囲2m程度の範囲について水はけよく地均しを行う。 (3. 2. 4) ただし、仮設等で使用した範囲については原形に復する。
	○	3. 建設発生土の処理	※(㈱普賢産業)処分場へ搬出するものとする。その他処分場にて投棄処分を行う場合は、 (3. 2. 5) 必ず処理場変更願承諾申請書を提出し、監督員にその承諾を得るものとする。 ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構内指示の場所に敷き均し
		4. 山留め	・ 存置する ※ 存置しない (3. 3. 3)
4 地業工事	○	1. 砂利地業	材料 ⊙ 再生クラッシャラン ・ 切込砂利及び切込砕石 (4. 6. 2) 厚さ ※ 60 ・( ) (4. 6. 3) 再生クラッシャランは、原則としてかごしま認定ﾘｻｲｸﾙ製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。
	○	2. 砂地業	厚さ ※ 30 ・ 60 ・( ) (4. 6. 3)
	○	3. 捨ｺﾝｸﾘｰﾄ地業	厚さ ※ 50 ・( ) (4. 6. 2)(4. 6. 4)
	○	4. 床下防湿層	施工箇所 ※ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く) (4. 6. 2)(4. 6. 5) 材料 ※ ポリエチレンフィルム ・( ) 厚さ ※ 0.15 ・( ) 重ね合せ及び基礎梁際の折り下がりは、250mm程度とする。
5 鉄筋工事	○	1. 鉄筋の種類	※JIS3112 ・JIS3117 (5. 2. 1)(表5. 2. 1)

種類の記号	呼び名 (mm)
⊙ SD295	D16以下
・ SD345	D19以上
・ SD390	D29以下
・	

・高強度せん断補強筋(建築基準法第37条認定を受けたもの、種別、使用部位、加工: ( )
※ 図面による

	○	2. 溶接金網	・鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径: ※ 図示による (5. 2. 2)
	○	3. 継手及び定着	柱及び梁の主筋 (※D19以上 ・) ・ 重ね継手 ※ガス圧接 (5. 3. 4) その他の鉄筋 (※D16以下 ・) ※ 重ね継手 ・( )
	○	4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	かぶり厚さは目地底から算定する。 (5. 3. 5) ※(表5. 3. 6)による ・構造特記仕様書による ・図示による ・耐久上不利な箇所及び鉄筋のかぶり厚さ

施工箇所	鉄筋のかぶり厚さ(mm)

		5. 帯筋	形の種別 ・H形 ・W－1形 ・SP形(ｽﾊﾟｲﾗﾙ筋) ・丸形 (別図2. 2)
		6. 最上階柱頭補強	※ 行う ・ 行わない
	○	7. 壁開口部の補強	一般壁 ・A形 ※B形 ・図示 (別図4. 3)(表4. 3)(表4. 4) 耐震壁 ※B形 ・図示
		8. 土間ｺﾝｸﾘｰﾄ補強	補強箇所 ・土間 ・犬走り ・( )
	○	9. 梁貫通孔の補強形式	補強形式 ※H形 ・ (別図7. 1)(表7. 1～3)
		10. 圧接完了後の試験	検査方法 ・ 引張試験(JIS Z 3120) ※ 超音波探傷試験 ※ 外観試験 (5. 4. 10)
	○	11. 各部配筋	図示のないものは、各部配筋参考図による。

章	適用	項目	特記事項
6 コンクリート工事	○	1. 一般事項	コンクリートの類別 ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 (6. 2. 1) 気乾単位容積質量による種類 ⊙ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート (6. 2. 1) 設計基準強度(Fc) (6. 2. 2)

種別	普通コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm²)						
	15	18	21	24	27	30	36
部品		土間	躯体				

軽量コンクリートの設計基準強度 Fc(N/mm²) ・15 ・18 ・21 ・24 ・27 ・( ) (6. 2. 2)
※ 構造体強度補正値(普通ポルトランドセメント) その他のセメント種類は(表6. 3. 2)による (6. 3. 2)

コンクリート打込みから材齢28日までの予想平均気温θの範囲(℃)	0≦θ<8	8≦θ
構造体強度補正値(N/mm²)	6	3

	○	2. ｺﾝｸﾘｰﾄの品質	普通コンクリート気乾単位容積質量 ※ 2.3t/m3程度 ・( ) (6. 2. 3) スランプ (6. 2. 4)

打込み箇所	基礎、基礎梁、土間スラブ	柱、梁、スラブ、壁
所要スランプ(cm)	※ 15 ・18 ・	※ 18 ・

部材の位置及び断面寸法の許容差並びにその測定方法 ※ 6. 2. 5(1) ・( ) (6. 2. 5)
合板使用打放し仕上げ種別 (6. 2. 5)(6. 8. 2)

種別	適用箇所	JAS種別	合板厚さ	塗装
・ A種		※ 表面加工品 ・ B-C	※12 ・ 15	※ 有 ・ 無
⊙ B種		・ 表面加工品 ※ B-C	※12 ・ 15	・ 有 ※ 無
・ C種		・ 表面加工品 ※ B-C	※12 ・ 15	・ 有 ※ 無

平たんさ ※表6. 2. 5 ・( ) (6. 2. 5)

	○	3. ｺﾝｸﾘｰﾄの材料	セメント ※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・( ) (6. 3. 1)(表6. 3. 1) ・ 高炉セメントB種 (適用箇所:) ・( )(適用箇所:) ・ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄは、JIS R 5210ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄに示された規定の他、右の規定に適合しなければならない。全ｱﾙｶﾘの算出は、JIS R 5210ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ(低ｱﾙｶﾘ形)による。

水和熱(J/g)	7日	352以下
	28日	402以下
全アルカリ(%)		0.75以下
塩素(%)		0.035以下

骨材 フェロニッケルスラグ骨材及び鋼スラグ細骨材 (・使用する ・使用しない)
アルカリシリカ反応性区分(※A ・B) (6. 3. 1)
混和材料 ・混和剤(・AE剤 ・AE減水剤 ・高性能AE減水剤 ・)
・混和材(・フライアッシュⅠ種 ・フライアッシュⅡ種 ・高炉スラグ微粉末
・ｺﾝｸﾘｰﾄ用膨張材 ・) (6. 3. 1)

	○	4. 型枠	外部コンクリート打放し仕上げ打増し厚さ ※ 20mm ・( ) ひび割れ誘発目地位置等 ※図示による ・( ) (6. 8. 1) 床型枠用鋼製デッキプレート 建築技術評価「鉄筋コンクリートの建築物等における床型枠用鋼製ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄの開発」において評価を取得したもの又は、評価名簿によるもの。 (6. 8. 3) MCR工法用シート ・使用する ・使用しない スリーブ材種 ・鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・つば付き鋼板 (6. 8. 2)(表6. 8. 1)
		5. 軽量コンクリート	種別 ・1種 ・2種 (6. 10. 1)(表6. 10. 1) スランプ ※21cm以下 ・( ) (6. 10. 2) 気乾単位容積質量( )
	○	6. 無筋コンクリート	適用箇所 ( ) (6. 14. 1) 設計基準強度 ※ 18N/mm2 ・( ) (6. 14. 1) スランプ ※ 15cm ・18cm ・( )
	○	7. 防水剤入ｺﾝｸﾘｰﾄ	施工箇所(屋根スラブ) スランプ(cm) ⊙ 15 ・( ) 混和剤(活性進化防水剤) 製造所 (監督員の承諾を得るものとする)
7 鉄骨工事		1. 鉄骨製作工場	※ 製作工場 (グレード ・H ・M ・R ・J ・指定なし) (7. 1. 3) 施工管理技術者 ※ 適用する ・ 適用しない (7. 1. 4)
		2. 材料	鋼材 (7. 2. 1)(表7. 2. 1)

種類の記号	使用箇所	規格等
SS400	図面による	※JIS規格
		※JIS規格
		※JIS規格
		※JIS規格
		※JIS規格

高力ボルト (7. 2. 2)
※トルシア形高力ボルト(セットの種類2種(S 10 T)) ・ JIS形高力ボルト(セットの種類2種(F 10 T))
・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト(セットの種類1種(F 8 T相当))
径 ( )
普通ボルト (7. 2. 3)(表7. 2. 3)
ボルト(※六角ボルト ・)
ナット (※六角ナット ・)
ボルト径 ( )
アンカーボルト (7. 2. 4)
構造用材質 (※SNR400 ・)
建方用材質 (※SS400 ・)
形状及び寸法 ( )
ターンバックル (7. 2. 6)
ターンバックル胴の種類: ※割枠式 ・( )
ターンバックルボルトの種類: ※羽子板ボルト ・( )
デッキプレート (7. 2. 7)
構造用材質 ( )
形状及び寸法 ( )
スタッド (7. 2. 8)
種類 ( )
柱底均しモルタル (7. 2. 9)
・ 無収縮モルタル(製造所:評価名簿による)
スカラップ
※ 改良型(国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」 別図3. 11) ・( )
材料試験 (7. 2. 10)
※ 規格品証明書を提出

		3. 工作一般	仮組 ・実施する ※ 実施しない (7. 3. 10) 高力ボルト及び普通ボルトのゲージ、ピッチ、へりあき等(国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による)

株式会社みのだ設計
一級建築士 第 148365 号
蓑田 満康

草牟田小学校プール新築その他本体工事
建築工事特記仕様書 5－2
鹿児島市建設局建築部建築課
A－02
Ver.R80615